

2 3 川 監 公 第 9 号

平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 5 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松 川 欣 起

同 奥 宮 京 子

同 東 正 則

同 石 川 建 二

監査の種別 財政援助団体等監査

監査の対象

1 財政援助団体

(1) 公益社団法人川崎市病院協会

(所管部局 健康福祉局保健医療部地域医療課)

2 出資団体

(1) 財団法人川崎市文化財団

(所管部局 市民・こども局市民文化室)

(2) かわさき市民放送株式会社

(所管部局 市民・こども局シティセールス・広報室)

(3) 公益財団法人川崎市産業振興財団

(所管部局 経済労働局産業振興部工業振興課)

(4) 財団法人川崎市看護師養成確保事業団

(所管部局 健康福祉局保健医療部地域医療課)

(5) 株式会社川崎球場

(所管部局 建設緑政局総務部庶務課)

3 指定管理者

(1) 川崎市文化財団グループ

公の施設の名称 川崎市アートセンター

(所管部局 市民・こども局市民文化室)

(2) 公益財団法人神奈川県労働福祉協会

公の施設の名称 川崎市大師保育園

(所管部局 市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(3) 社会福祉法人尚徳福祉会

公の施設の名称 川崎市坂戸保育園

(所管部局 市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(4) 社会福祉法人種人会

公の施設の名称 川崎市宮崎保育園

(所管部局 市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(5) 社会福祉法人横浜悠久会

公の施設の名称 川崎市宿河原保育園

川崎市白鳥保育園

(所管部局 市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(6) 公益財団法人川崎市産業振興財団

公の施設の名称 川崎市産業振興会館

かわさき新産業創造センター

(所管部局 経済労働局産業振興部工業振興課、同新産業創出担当)

(7) 社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市藤崎老人いこいの家

川崎市桜本老人いこいの家

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(8) 社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市くじ老人いこいの家

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(9) 社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市王禅寺老人いこいの家

川崎市麻生老人いこいの家

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(10) 社会福祉法人川崎聖風福祉会

公の施設の名称 社会復帰訓練所

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部精神保健課)

監査の範囲 主として平成２２年度執行に係る出納その他の事務

監査の期間 平成２３年９月１日から

平成２３年１１月２５日まで

監査の結果

今回の監査は、財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令にのっとり、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて実施した。

監査に当たっては、関係書類について抽出による検査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

その結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

なお、今回、監査の対象となった指定管理者が管理を行う各保育園については、平成２３年度から所管が市民・こども局こども本部から各区役所に移管されているので、監査結果については、適切に引き継がれたい。

1 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 補助金の執行手続を適正に行うべきもの

川崎市補助金等の交付に関する規則（平成１３年規則第７号）第１２条によると、補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知

するものとされている。

公益社団法人川崎市病院協会（以下「病院協会」という。）への補助金の執行手続についてみたところ、救急医療等設備整備事業補助金、小児救急医療支援実施事業補助金及び病院群輪番制病院運営事業補助金の支出決定手続について、概算払で交付した補助金の額の確定手続を行っていないかった。

市は、補助金の支出に当たっては適正に執行手続を行われたい。

（健康福祉局保健医療部地域医療課）

（２）正確な実績報告書の提出を求め適切に審査すべきもの

病院協会への補助金については、病院協会が補助事業ごとに市から交付された補助金を所属する病院へ配分しており、これらの補助金の実績報告書についてみたところ、次のとおり、補助事業の実績が正確に報告されておらず、その審査も不十分な事例があった。

市は、病院協会に対して、正確な実績報告書を提出するよう指導するとともに、その内容についても適切に審査を行われたい。

ア 病院協会が各病院へ配分した補助額が正確に報告されていなかった事例

（ア）川崎市看護師充足対策（一日看護体験）補助金

（イ）救急災害用医薬品等備蓄事業補助金

（ウ）小児救急医療支援実施事業補助金

（エ）病院群輪番制病院運営事業補助金

イ 病院協会が各病院へ配分した補助金について、各病院における支出内容を病院協会が十分把握しないまま誤った実績報告が行われていた事例

(ア) 川崎市看護師充足対策（一日看護体験）補助金

(イ) 救急災害用医薬品等備蓄事業補助金

(公益社団法人川崎市病院協会)

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

2 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 契約規程に基づき適正に契約を行うべきもの

かわさき市民放送株式会社（以下「市民放送」という。）の契約規程によると、契約金額が10万円を超える契約は請書その他これに準ずる書面を提出させるものとされている。また、契約の目的物が完成又は完納されたときは、確認・完了届を提出させ、検査をしなければならないとされている。

市民放送の契約関係書類をみたところ、契約金額が10万円を超える契約について、請書その他これに準ずる書面を提出させていないものがあつた。また、契約の目的物が完成又は完納されたときに、確認・完了届を提出させておらず、契約規程に基づく契約がなされていなかった。

市は、市民放送に対して、契約規程に基づき、適正に契約を行うよう指導されたい。

(かわさき市民放送株式会社)

(市民・こども局シティセールス・広報室)

(2) 監査役を適切に選任すべきもの

市民放送の監査役の就任状況をみたところ、監査役2名のうち1名については、別途税務及び会計に関して顧問契約を締結している公認会計士が就任していた。これは、顧問の立場で作成指導した決算書類等を監

査役として自らが監査することとなり、監査の公正性という観点から平成 17 年度財政援助団体等監査においてもその選任について指摘したところである。

市は指摘事項に対する措置状況の把握に努めるとともに、市民放送に対して、監査役の選任について、早急に必要な措置を講ずるよう指導されたい。

(かわさき市民放送株式会社)

(市民・こども局シティセールス・広報室)

(3) 収入金を適切に管理すべきもの

財団法人川崎市看護師養成確保事業団（以下「看護師養成確保事業団」という。）の会計処理規則第 16 条第 3 項によると、納入した金銭について日々金融機関へ預け入れることとされている。

看護師養成確保事業団の収入事務についてみたところ、複写機の使用料について収納手続及び金融機関への預入を 1 年近くの長期間にわたりに行っていなかった。また、窓口で収納した再試験料については、月末などにまとめて収納手続をしているが、金融機関への預入は行っておらず現金保管としていた。

市は、看護師養成確保事業団に対して、規則で定められた手続を適切に行われるよう指導されたい。

(財団法人川崎市看護師養成確保事業団)

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

(4) 取締役会を適正に開催すべきもの

会社法（平成 17 年法律第 86 号）によると、代表取締役及び業務を

執行する取締役は、3箇月に1回以上取締役会に職務の執行状況を報告しなければならないとされている。また、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合、定款に定めがある場合に書面決議を行うことができる」とされている。

株式会社川崎球場（以下「川崎球場」という。）の取締役会の運営状況についてみたところ、3箇月に1回以上行うべき職務執行状況に関する報告が年1回となっていた。また、川崎球場定款には書面決議に関する定めがないにもかかわらず、取締役会の決議を書面で行っていた。

市は、川崎球場に対して、関係法令等に基づき、取締役会を適正に開催するよう指導されたい。

（株式会社川崎球場）

（建設緑政局総務部庶務課）

（５）その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

ア 資金の効率的な運用に努めるべきもの

多額の資金が普通預金に預け入れられていた事例

（財団法人川崎市文化財団、かわさき市民放送株式会社）

（市民・こども局市民文化室、同シティセールス・広報室）

イ 固定資産の管理を適正に行うべきもの

既に廃棄されていた固定資産が固定資産台帳に登載されたままとなっていた事例

（財団法人川崎市文化財団）

（市民・こども局市民文化室）

ウ 職員退職手当支給規程を適切に整備すべきもの

退職手当の算定方法を労使の合意により変更したものの、職員退職手当支給規程を変更していなかった事例

(株式会社川崎球場)

(建設緑政局総務部庶務課)

3 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) グループ構成員の収支状況を明確にすべきもの

川崎市アートセンターの指定管理者である川崎市文化財団グループ(財団法人川崎市文化財団を代表者とし、特定非営利活動法人アートネットワーク・ジャパンを構成員とするグループ。以下「文化財団グループ」という。)から提出された事業報告書等をみたところ、構成員の指定管理業務に関する収支について、業務分担金という科目で支出総額が表示されるのみとなっていた。

また、文化財団グループ内では、代表者に対して構成員が業務分担金に関する収支状況等を報告することとされていたものの、市は、その内容を把握していなかった。

アートセンターの指定管理業務は、文化財団グループが指定管理者となっているものであり、指定管理業務の履行状況や指定管理料の妥当性等を検証するためには、代表者、構成員それぞれの指定管理業務に関する収支を把握することが求められる。

市は、指定管理者に対して、代表者、構成員それぞれの指定管理業務に関する収支を明らかにした事業報告書等を提出するよう指導されたい。

(川崎市文化財団グループ)

(市民・こども局市民文化室)

（２）指定管理者の経営状況の把握に努めるべきもの

保育園の指定管理に関する基本協定書（以下「保育園基本協定書」という。）によると、指定管理者が継続的かつ安定的に保育所を運営できる経営状態にあるかどうかを確認するため、市は指定管理者に対して、半年ごとに計算書類等の財務書類の提出を求めるものとされている。

この財務書類の提出状況についてみたところ、今回、監査の対象となっている保育園をはじめとして、指定管理者が管理を行っている保育園について、市は、その提出を求めていなかった。

指定管理施設については、継続的かつ安定的な運営が求められることから、市は、指定管理者に対して、財務書類の提出を求め、その経営状況の適時的確な把握に努められたい。

（公益財団法人神奈川県労働福祉協会、社会福祉法人尚徳福祉会、社会福祉法人種の会、社会福祉法人横浜悠久会）

（市民・こども局こども本部子育て施策部保育課）

（３）適切な事業報告書に基づき報告を求めるべきもの

保育園基本協定書によると、指定管理者は毎年度の管理業務終了後、「管理業務の実施状況」、「管理経費等の収支状況」、「個人情報保護についての対応」等を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。

事業報告書の様式は市が定め、指定管理者に報告を求めているものであるが、「個人情報保護についての対応」についての報告は、その項目が様式中に定められていなかったこともあり、今回、監査の対象となっている保育園をはじめとして、指定管理者が管理を行っている保育園について、その報告を受けていなかった。

市は、適切な事業報告書を作成し、事業報告を求められたい。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会、社会福祉法人尚徳福祉会、社会福祉法人種の会、社会福祉法人横浜悠久会)

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(4) 事故発生の報告基準について適切に指導すべきもの

保育園基本協定書によると、保育園に入所している児童に事故が発生し医療機関を受診した場合、指定管理者は事故発生報告書を作成し、市に報告することとされている。

この事故発生報告書の提出状況等についてみたところ、その取扱いについて統一的な指導がなされていなかったことにより、報告書が作成されていない事例や報告書は作成されているものの市に提出されていない事例があるなど、保育園によって対応が異なっていた。

市は、報告の基準について適切に指導するよう努められたい。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会、社会福祉法人尚徳福祉会、社会福祉法人種の会、社会福祉法人横浜悠久会)

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(5) 指定管理料の追加額の支出について適正を期すべきもの

市は、保育園の指定管理料として、指定管理者に対して、保育園基本協定書の締結時に合意された基本額のほか、実施した業務の実績に応じて追加額を支払っている。

川崎市大師保育園及び川崎市白鳥保育園の指定管理料の追加額について支出関係書類をみたところ、定員を超えて園児を受け入れた場合に支払われる超過受入分が指定管理者から提出された報告書の超過受入児童

数の記載誤りにより、過大に支出されていた。

市は、指定管理者に対して、適正な請求を行うよう指導するとともに、支出額の決定に当たっては、関係書類等に基づき、十分に確認を行われない。

（公益財団法人神奈川県労働福祉協会、社会福祉法人横浜悠久会）

（市民・こども局こども本部子育て施策部保育課）

（６）法人運営を適切に行うべきもの

社会福祉法人横浜悠久会（以下「横浜悠久会」という。）は、平成２２年２月から理事が不在となり、同年８月に所轄庁である神奈川県の指導により仮理事を選任したのち、平成２３年９月に新理事を選任し、新しい体制の下に法人運営を行っている。

このような状況の中で、川崎市宿河原保育園及び川崎市白鳥保育園の管理を行っている横浜悠久会について監査を実施したところ、次のとおり、各経理手続及び決裁手続等の組織運営について早急に改善すべき事例があった。また、監査に際して請求した関係書類の一部について、提出がなされないものがあった。

ア 支出及び契約等の経理手続に関する事例

（ア）物品の購入に際して特定の業者に集中して発注し、さらに、定価を上回る価格で購入したものや納品確認を適切に行っていないことにより代金の過払が生じたものがあった事例

（イ）ホームページ作成等の業務委託に際して、経理規程により競争入札に付し、契約書を作成しなければならないとされているが、随意契約により行われ、契約書が作成されていなかった事例

（ウ）携帯電話端末を計７台購入したものの、１～２箇月のうちに合理

的な理由なく全ての端末を処分し、その後、新たに携帯電話端末を
購入していた事例

(エ) 施設の資金収支報告書において、指定管理経費以外の経費を計上
しているなど、法人本部と施設の経理区分が不明確であった事例

イ 決裁手続等の組織運営に関する事例

(ア) 理事会の承認を得ていない賃金規程を適用し、また、一部職員に
対してその賃金規程にも定めのない基本給や明確な支給基準のない
手当が支給されていた事例

(イ) 予算額を超過した支出をする場合に必要な予算流用手続について、
経理規程に定められた理事長の承認を経ることなく処理が行われて
いた事例

(ウ) 支出に際して、決裁者の範囲が定まっておらず、法人としての確
認及び承認方法が確立されていなかった事例

ウ 市が行った児童福祉施設指導監査の指摘に対する措置に関する事例

(ア) 契約関係書類について、措置報告のとおり整備及び保管が行わ
れていなかった事例

(イ) 法人本部の交通費について、措置報告のとおり法人本部からの
返金処理が行われていなかった事例

これらの事例は、理事会が適正に機能していなかったことなどに起因
しているものと考えられるが、現在は、新理事体制の下に組織の再編、
権限及び責任の明確化並びに財務規程、事務決裁規程等の整備を進めて
おり、適切な運営と厳格な検証体制の確立を図っているところである。

市は、こうした状況を踏まえ、適時の状況把握と取組に対する検証強
化に努めるとともに、横浜悠久会に対して、今後の適正かつ効率的な運

営に向け、引き続き厳正な指導を行われたい。

（社会福祉法人横浜悠久会）

（市民・こども局こども本部子育て施策部保育課）

（７）利用料金に係る事務を適正に行うべきもの

かわさき新産業創造センター条例（平成１４年条例第３４号）第１０条によると、利用料金は、あらかじめ市長の承認を受け、指定管理者が定めるものとされている。

かわさき新産業創造センターにおける利用料金に係る事務をみたところ、指定管理者は、新たに設置した倉庫及び設備について、必要な手続を事前に経ることなく利用料金を徴収していた。

市は、指定管理者に対して、利用料金に係る事務を適正に行うよう指導されたい。

（公益財団法人川崎市産業振興財団）

（経済労働局産業振興部新産業創出担当）

（８）適切な施設管理を行うべきもの

社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会から市に提出された川崎市王禅寺老人いこいの家及び川崎市麻生老人いこいの家の事業報告書等についてみたところ、次のような事例があった。

市は、指定管理施設の管理状況の把握に努めるとともに、指定管理者に対して、法令等に基づいた適切な施設管理を行うよう指導されたい。

ア 防火管理者を設置すべきもの

川崎市麻生老人いこいの家において、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第８条に基づき防火管理者を設置すべきところ、管理人が異

動して以降、防火管理者が不在の状況となっていた事例

イ 公衆浴場管理者の変更手続を行うべきもの

川崎市王禅寺老人いこいの家及び川崎市麻生老人いこいの家において、川崎市公衆浴場法施行細則（昭和47年規則第40号）第10条に基づき、市が公衆浴場管理者の変更手続を行うべきところ、指定管理者から報告がされていなかったことにより手続が行われていなかった事例

（社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会）

（健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課）

（9）その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

ア 収入金を適切に管理すべきもの

川崎市アートセンターにおける入場料収入等の収入金について、金融機関への預入がおおむね3日に1回となっていた事例

（川崎市文化財団グループ）

（市民・こども局市民文化室）

イ 指定管理施設の備品管理等を適切に行うべきもの

（ア）市からの引継備品が登載漏れ、廃棄等により備品整理簿と照合できなかった事例

（市民・こども局こども本部子育て施策部保育課、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、同障害保健福祉部精神保健課）

（イ）指定管理料で購入した本市帰属備品が備品整理簿に登載されていなかった事例

（公益財団法人神奈川県労働福祉協会、社会福祉法人尚徳福祉会、

社会福祉法人横浜悠久会)

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(ウ) 指定管理料で購入した本市帰属備品が誤って指定管理者の資産として固定資産台帳に登載されていた事例

(社会福祉法人横浜悠久会)

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(エ) 備品整理簿の価格が誤って登録されていた事例

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(オ) 指定管理者が管理業務のために購入した物品の帰属について、基本協定書上、指定管理終了時に市と指定管理者で協議するとされているため、帰属が明確となっていなかった事例

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業振興部工業振興課、同新産業創出担当)

(カ) 指定管理者が管理業務のために購入した備品について、基本協定書に基づき、購入備品管理簿が作成されていなかった事例

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業振興部新産業創出担当)

(キ) 指定管理者が管理業務のために購入した備品について、基本協定書に基づき、シールが貼付されていなかった事例

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業振興部工業振興課)

(ク) 備品票が貼付されていなかった事例

(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ウ 延長保育の料金について根拠規程を明確にすべきもの

指定管理者が管理を行う保育園の延長保育の料金について、根拠規程が明確でなかった事例

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

エ 事業報告書の提出期限を遵守すべきもの

川崎市大師保育園、川崎市産業振興会館及びかわさき新産業創造センターにおける事業報告書が、基本協定書に定める期限後に提出されていた事例

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会、公益財団法人川崎市産業振興財団)

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課、経済労働局産業振興部工業振興課、同新産業創出担当)

オ 経理規程に基づき適正に小口現金を管理すべきもの

川崎市坂戸保育園及び社会復帰訓練所について、経理規程の限度額を超えた小口現金が保管されていた事例

(社会福祉法人尚徳福祉会、社会福祉法人川崎聖風福祉会)

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課)

カ 延滞金の計算を適正にすべきもの

かわさき新産業創造センターにおける利用料金の延滞金の金額が誤っていた事例

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業振興部新産業創出担当)

キ 基本協定書に基づき適正に事業報告書等を提出すべきもの

(ア) 4～9月期終了後に提出された川崎市藤崎老人いこいの家、川崎市桜本老人いこいの家、川崎市王禅寺老人いこいの家及び川崎市麻

生老人いこいの家の事業報告書について、基本協定書において定められた項目の一部が記載されていなかった事例

(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(イ) 川崎市藤崎老人いこいの家、川崎市桜本老人いこいの家、川崎市くじ老人いこいの家、川崎市王禅寺老人いこいの家及び川崎市麻生老人いこいの家について、基本協定書において提出するものと定められている利用者満足度調査報告書が提出されていなかった事例

(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会、社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ク 経費負担区分を定めておくべきもの

こども文化センターと合築している老人いこいの家における電気料金及び水道料金の負担区分について明確な取決めがなされていなかった事例

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ケ 事業報告書において正確に経費を報告すべきもの

川崎市くじ老人いこいの家の事業報告書において、報告された経費のうち業務委託料等の金額の記載に誤りがあった事例

(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

コ 管理業務報告書に記載する事項を明確にすべきもの

社会復帰訓練所の基本協定書において管理業務報告書に記載すべき

事項が定められていなかった事例

(社会福祉法人川崎聖風福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部精神保健課)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体及び対象施設の概要

(基本財産及び資本金は平成23年3月31日現在)

1 財政援助団体

(1) 公益社団法人川崎市病院協会

財政援助の概要

設立年月日	昭和34年2月10日		
設立目的	川崎市における医療環境に対応し、病院機能の向上を図り、関係諸機関との協調の下に、市民の健康管理と福祉の増進に寄与することを目的とする。		
財政援助の種類	補助金 1億5,561万円		
主な補助金	小児救急医療支援実施事業補助	8,855万円	
	病院群輪番制病院運営事業補助	4,987万円	
	救急医療等設備整備事業補助	1,111万円	
	救急災害用医薬品等備蓄事業補助	526万円	
	川崎市看護師充足対策(一日看護体験)補助	82万円	

2 出資団体

(1) 財団法人川崎市文化財団

団体の概要

設立年月日	昭和60年3月23日
設立目的	市民の文化活動の振興を図り、もって市民生活の向上と川崎市における新しい市民文化の創造に寄与することを目的とする。
基本財産	3,000万円
本市の出捐状況	3,000万円(100.0%)

(2) かわさき市民放送株式会社

団体の概要

設立年月日	平成8年3月8日
事業目的	(1) 放送法に基づく超短波放送事業 (2) 放送番組の制作及び販売 (3) 出版及び録音業務 (4) 音盤の製作及び販売 (5) 映画会、音楽会、講演会等の企画と実施 (6) 放送に関する人材の育成のための教育事業 (7) 防災関連用品の企画、販売 (8) 前記各号に関連附帯する事業
資本金	1億4,000万円
本市の出資状況	7,700万円(55.0%)

(3) 公益財団法人川崎市産業振興財団

団体の概要

設立年月日	昭和63年4月2日
設立目的	高度情報化に対応するとともに、企業間の情報交流の促進、技術開発及び産業経済に関する調査研究、人材育成等を行うことにより、川崎市内における産業の高度化と、地域産業の振興を図り、もって川崎市の産業経済の発展に寄与することを目的とする。
基本財産	1億円
本市の出捐状況	1億円(99.9%)

(4) 財団法人川崎市看護師養成確保事業団

団体の概要

設立年月日	平成5年3月1日
設立目的	川崎市、社団法人川崎市医師会、公益社団法人川崎市病院協会等との提携、協調のもとに、看護師の養成並びに看護職員の確保及び看護職員の資質向上のための事業を行うことにより、川崎市の医療供給体制の充実を図り、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。
基本財産	2億300万円
本市の出捐状況	1億4,000万円(68.9%)

(5) 株式会社川崎球場

団体の概要

設立年月日	昭和26年4月24日
事業目的	(1) 野球試合及び各種運動競技其の興行並びに仲介 (2) 競技場施設の賃貸並びに管理運営 (3) 体育に関する書籍及び出版物の刊行並びに運動用器具の製造販売 (4) 煙草小売業 (5) 酒類小売業 (6) 各種飲食物の販売及び食堂の経営 (7) 駐車場の経営及び管理 (8) 不動産の賃貸及び管理 (9) 警備業 (10) 前各号に附帯する一切の業務
資本金	2億5,000万円
本市の出資状況	1億1,580万円(46.3%)

3 指定管理者

(1) 川崎市文化財団グループ

公の施設の名称 川崎市アートセンター

施設の概要

設置目的	芸術文化の創造、発信及び交流を促進するとともに、芸術文化の鑑賞の機会を提供し、もって市民の芸術文化の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市麻生区万福寺6丁目7番1号
主な事業内容	1 芸術文化の創造、発信及び交流を促進するための事業に関するこ と。 2 芸術文化の鑑賞会を開催すること。 3 施設及び設備を利用に供すること。 4 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関すること。 5 芸術文化に関する活動の支援に関すること。 6 芸術文化に係る施設、芸術文化に関する活動を行う団体等との連携 に関すること。 7 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成19年10月1日から平成24年3月31日まで
指定管理料	1億6,469万円

(2) 公益財団法人神奈川県労働福祉協会

公の施設の名称 川崎市大師保育園

施設の概要

設置目的	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため。
設置場所	川崎市川崎区出来野1番17号
主な事業内容	1 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施 2 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談及び 助言の実施 3 延長保育の実施
指定期間	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
指定管理料	1億7,286万円

(3) 社会福祉法人尚徳福祉会

公の施設の名称 川崎市坂戸保育園

施設の概要

設置目的	児童福祉法第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため。
設置場所	川崎市高津区坂戸3丁目7番21号
主な事業内容	1 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施 2 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談及び 助言の実施 3 延長保育の実施
指定期間	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
指定管理料	1億3,749万円

(4) 社会福祉法人種の会

公の施設の名称 川崎市宮崎保育園

施設の概要

設置目的	児童福祉法第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため。
設置場所	川崎市宮前区宮前平1丁目2番地2
主な事業内容	1 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施 2 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談及び助言の実施 3 延長保育の実施
指定期間	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
指定管理料	1億8,333万円

(5) 社会福祉法人横浜悠久会

公の施設の名称 川崎市宿河原保育園

川崎市白鳥保育園

施設の概要

ア 川崎市宿河原保育園

設置目的	児童福祉法第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため。
設置場所	川崎市多摩区宿河原3丁目13番9号
主な事業内容	1 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施 2 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談及び助言の実施 3 延長保育の実施
指定期間	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
指定管理料	1億3,576万円

イ 川崎市白鳥保育園

設置目的	児童福祉法第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため。
設置場所	川崎市麻生区白鳥1丁目17番2号
主な事業内容	1 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施 2 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談及び助言の実施 3 延長保育の実施 4 一時保育の実施
指定期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
指定管理料	1億6,499万円

(6) 公益財団法人川崎市産業振興財団

公の施設の名称 川崎市産業振興会館

かわさき新産業創造センター

施設の概要

ア 川崎市産業振興会館

設置目的	経済の国際化、高度情報化、技術革新等による産業構造の変化に対応するため、企業間における情報交流、企業の技術開発、販路開拓事業の推進等を図り、もって本市産業の発展と地域経済の活性化に寄与するため。
設置場所	川崎市幸区堀川町66番地20
主な事業内容	1 企業間の情報交流の促進並びに産業情報の収集及び提供に関すること。 2 情報の高度化に対応する企業の技術振興及び人材育成に関すること。 3 市内企業の製品の展示及び販路開拓の相談に関すること。 4 施設及び設備を利用に供すること。 5 産業経済の調査研究に関すること。 6 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
指定管理料	1億6,845万円

イ かわさき新産業創造センター

設置目的	個人による創業及び企業の新たな事業分野への進出等を支援することにより地域における新たな産業の創造を図るとともに、企業を支える基盤技術の高度化の促進のための措置を講じ、もって地域経済の活性化に寄与するため。
設置場所	川崎市幸区新川崎7番7号
主な事業内容	1 個人による創業及び企業の新たな事業分野への進出等のための施設及び設備を利用に供すること。 2 施設を利用する者に対する経営、技術開発、大学その他の研究機関との共同研究等に関する相談及び助言を行うこと。 3 企業を支える基盤技術の高度化の促進のための研修に関すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
指定管理料	816万円

(7) 社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市藤崎老人いこいの家

川崎市桜本老人いこいの家

施設の概要

ア 川崎市藤崎老人いこいの家

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設置場所	川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号
主な事業内容	老人に対し健全ないこいの場を提供すること。
指定期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
指定管理料	277万円

イ 川崎市桜本老人いこいの家

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設置場所	川崎市川崎区桜本2丁目5番2号
主な事業内容	老人に対し健全ないこいの場を提供すること。
指定期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
指定管理料	279万円

(8) 社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市くじ老人いこいの家

施設の概要

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設置場所	川崎市高津区久地3丁目16番1号
主な事業内容	老人に対し健全ないこいの場を提供すること。
指定期間	平成22年4月1日から平成26年3月31日まで
指定管理料	340万円

(9) 社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市王禅寺老人いこいの家

川崎市麻生老人いこいの家

施設の概要

ア 川崎市王禅寺老人いこいの家

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設置場所	川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号
主な事業内容	老人に対し健全ないこいの場を提供すること。
指定期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
指定管理料	272万円

イ 川崎市麻生老人いこいの家

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設置場所	川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号
主な事業内容	老人に対し健全ないこいの場を提供すること。
指定期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
指定管理料	276万円

(10) 社会福祉法人川崎聖風福祉会

公の施設の名称 社会復帰訓練所

施設の概要

設置目的	心身障害者（その疑いのある者を含む。）に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市高津区末長 2 7 6 番地 6
主な事業内容	1 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 4 項に規定する就労移行支援に関すること。 2 就労継続支援に関すること。 3 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで
指定管理料	3 8 2 万円